

## 2. 大卒等求人の受理について

- ① **令和6年2月1日（木）**以降に求人を求人者マイページよりお申し込みください。
  - ・過去に申し込んだ求人のデータを転用して新たな求人を申し込むことができます。
- ② お申し込みいただいた求人を確認し、お電話させていただきます。
  - ・お申し込みいただいた内容をハローワークで確認し、お電話いたしますので、その際、変更・修正などがございましたらお知らせください。
  - ・お電話での確認ができなければ求人を作成・公開できません。
- ③ 求人票を受理し公開します。
  - ・求人票は4月1日以降にハローワークインターネットサービスで公開されます。
  - ・求人者マイページからお申し込みの事業所には求人票の郵送を行いません。求人者マイページよりご確認ください。

## 3. 注意点など

詳細はハローワーク酒田ホームページ内「●新卒者向け求人について」をご確認ください。

- 内定・充足により募集を終了、求人取消とする場合はメール、郵送または電話にて、10月以降にご報告ください。  
メール、郵送でご報告の際は、同封の様式「大卒等求人内定報告」をご使用ください
- 内定取消や入職時期の繰り下げは行わないようお願いいたします。  
※定められた様式による報告が必要となる場合があります。
  - ・対象となった生徒、家族にも計り知れないほどの打撃と失望を与える決してあってはならない重大な問題です。学生は企業を信頼し、他の企業を選択する権利を放棄していると言え、内定取り消しを行うことの社会的責任は重大です。
- 求人取消や募集人員の削減について ※定められた様式による報告が必要となる場合があります。
  - ・求人取消が認められるのは、原則として求人が充足した場合と受付期間が終了した場合のみとなります。  
受付期間を設定していない場合、受付期間は令和7年3月31日までとなります。
  - ・募集人数の削減は行わないようお願いいたします。  
適正な採用計画に基づく求人数での募集を行ってください。
  - ・一般求人と異なり、求人者マイページからの求人取消はできません。
- 公正な採用選考を行ってください。
  - ・例として面接で家族について質問することは就職差別につながる恐れがあります。

一定の労働関係法令違反があった事業所の場合は、  
新卒求人を一定期間受付けない場合があります。